

大分県産食材の大阪市内メニューフェア実施業務 仕様書

1 委託する業務名

大分県産食材の大阪市内メニューフェア実施業務

2 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下「流対本部」という。）では、これまで販売促進活動等を通じて、大分県産農畜水産物（以下「県産食材」という。）の販路開拓に取り組んできた。

昨年度は、大阪・関西万博の開催期間中に万博会場内で大分県産農林水産物のPRを実施したほか、大阪駅周辺の飲食店においてメニューフェアを開催するなど、関西圏における認知度向上に努めた。

これらの取組により、関西圏の飲食店との新たな関係構築が進み、県産食材に対する評価も着実に高まりつつある。こうした機運を継続・発展させるため、大阪市内の飲食店において県産食材メニューフェア（以下「メニューフェア」という。）を昨年度に引き続き実施し、県産食材のさらなる認知度向上および継続的な販路開拓につなげることを目的として本業務を実施するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、流対本部と協議の上、実施すること。

(1) 飲食店とのマッチング及びメニューフェアの実施に関する業務

ア 参加店舗の募集・選定

- ・大阪市内の飲食店10～20店舗程度とする。なお、飲食店街等のまとまりで実施することにより、本事業の目的をより効果的に達成できると見込まれる場合には、店舗数について柔軟に変更できるものとする。ただし、最終的な実施店舗数及び展開規模については、流対本部と協議のうえ決定すること。
- ・県産食材のブランド価値向上を図るため、客単価の高い、高価格帯の飲食店を積極的に選定することが望ましい。
- ・メニューフェアに参加する店舗ごとに担当者を定め、担当者名を記したリストを作成の上、実施14日前までに流対本部に提出すること。リストの項目は別途流対本部と協議の上、決定するものとする。

イ 開催時期

令和8年11月～令和9年1月の間で3週間以上

※具体的な実施時期については、流対本部と協議の上決定

ウ フェアの名称

流対本部と協議の上決定すること。

エ 使用品目

- ・「The・おおいた」ブランドのホームページ (<https://theoita.com>) に掲載の「おおいたの産品を知る」 (<https://theoita.com/sanpinintro/>) にある野菜・果物・きのこ・畜産・水産品とする。
- ・1店舗あたり、2品目以上の県産食材を使用すること。ただし、1品目は必ず畜産物または水産物を含めること。

オ メニューフェアの広報

- ・メニューフェア実施にかかり販促物を作成し（※ノベルティの作成は不可）、各店舗に配布すること。また、メニューフェア開催中は当該販促物を各店舗の目立つ場所に掲示するよう働きかけを行い、メニューフェア実施中に掲示状況を確認すること（写真での記録を含む）。
- ・メニューフェアのターゲット層や参加店舗の特性に応じた最適な周知方法（Webメディアへの掲載、SNS広告、インフルエンサーの活用、街中でのサインージ配信など）を企画し、提案すること。単に各店舗へ販促物を設置するのみの対応は不可とし、広く一般消費者に向けて積極的にフェアの開催を告知する具体的なプロモーション施策を必ず実施すること。

カ 継続的な取引調整支援

- ・メニューフェアの開催をきっかけに継続的な取引につなげるため、参加店舗と産地との商流や物流等の調整、働きかけを行うこと。
- ・本事業を通じてつながりができた飲食店関係者、市場関係者に対して、委託期間終了後、流対本部が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。
- ・フェアで使用する県産食材は市場経由での調達を基本とし、可能な限り直売施設等からの直接配送は避けること。
- ・参加店舗から食材のサンプル提供依頼があった場合は、配送料を含めた一切の費用を委託料の中から捻出し、サンプル提供を実施すること。

キ 販売実績の集計

- ・各参加店舗におけるフェアメニューの注文数（販売食数）等の実績をフェア終了後に集計し、流対本部に報告すること。

(2) 飲食店に対するアンケートに関する業務

ア 実施内容

今後の販売戦略やブランディング強化に活用するため、県産食材に関するアンケートを参加店舗に実施する。

イ 対象

実際に店舗で勤務する責任者を対象とするが、フェアメニューの開発者が別にいる場合は、別途、当該開発者も対象に含めること。

ウ 実施時期

4 (1) の事業実施後

エ 実施方法

- ・参加店舗等に対してアンケートを実施し、表やグラフ等でとりまとめの上、結果に対する考察も含めて流対本部へ報告すること。
- ・アンケートの質問項目は、今後の継続取引につなげるための有効な項目を設定し、流対本部と協議の上決定すること。

5 成果物の提出

- ・実績報告書（任意様式）の電子データ
※メニューフェアの参加店舗、使用食材及び調達先の一覧、実施状況（写真含む）、各店舗におけるフェアメニューの販売実績（注文数等）、アンケート結果のとりまとめは必ず含めること
- ・販促物（チラシ・ポスター・メニュー表 等）及び広報物の電子データ
- ・上記電子データを収録したDVD 1 枚

6 提出期限・提出先

(1) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(2) 提出先

大分県農林水産部おおいたブランド推進課（大分市大手町3-1-1）

7 注意事項

- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・受託者は、成果物に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を含む)を、当該成果物の引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。

- ・ 流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・ 受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- ・ 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・ 委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、受託者と流対本部が必要に応じて協議するものとする。